

センター所長		団地 コード	
		記入日	年 月 日

模 様 替 申 請 書

大阪府住宅供給公社理事長 様

団地 棟 号室

名義人氏名

(自署)

電 話 番 号

下記のとおり、模様替を実施したいため、下記の遵守事項及び承認条件等に同意の上申請します。

記

1. 模様替の内容
- ☐ ① 200V エアコン設置
(メーカー名 機器品番)
- ☐ ② 温水洗浄便座 (ウォシュレット)
(メーカー名 機器品番)
- ☐ ③ 200V 電磁調理器
(メーカー名 機器品番)
- 機器名等ははっきりしないものは、パンフレット (コピー) 添付のこと。
- ☐ ④ 手摺設置 (手摺の長さ 手摺の径)
- ☐ ⑤ その他の内容 (具体的に)
2. 模様替する場所 [玄関、廊下、キッチン、リビング、和室 (帖)、洋室 (帖)]
(○で囲む) [便所、洗面所、浴室、その他 ()]

《遵守事項》

- (1) 建物の主要構造部 (柱、壁、床、はり、屋根) のほか天井、間柱、付け柱、鴨居等に支障のある切欠又は穴をあけないこと。
- (2) 室内の間取りを変更しないこと。
- (3) 建物の外観を変更しないこと。
- (4) 原状回復が容易なこと。
- (5) 住宅管理上、支障がないこと。

《承認条件》

- (1) 模様替の費用及びこれにかかる補修費は申請者が負担すること。
- (2) 模様替は承認時に交付される賃貸住宅工作基準に従い実施し、退去時は申請者が原状に回復すること。
- (3) 申請者の入居期間中に公社が補修を行う場合において、模様替部分が障害となるときは、申請者は模様替部分を原状に回復するか、これにかかる費用を負担すること。
- (4) 申請者が模様替した部分を公社が撤去し、補修を行う必要があるときは、模様替以前の状態となっても異存のないこと。
- (5) 模様替に起因し第三者又は公社に損害を与えた場合は、申請者が賠償の責を負うこと。
- (6) 給水、その他設備配管等に注意し施工すること。また浴室では防水層を保護すること。
- (7) 申請者は模様替承認書を保管し、退去時等必要なときは提出すること。

《注意事項》

- (1) 200V のエアコンを使用する場合、200V の電磁調理器等やその他のエアコンは同時使用しないこと。また、200V 電磁調理器を使用する場合、同時に使用するエアコンは 100V のもの 1 台までとする。
- (2) 200V 電磁調理器の設置については、年齢等の条件を満たすことが必要になります。